

換価の猶予申請書（個人）

厚木市長 山口 貴裕 様

令和5年 3月 1日

地方税法第15条の6の規定により、次のとおり換価の猶予の申請をします。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|----|---|-------|--|--------|-------|---------------------|----------------------|-----|--------|--|
| 申請者 | 住(居)所又は所在地 | | 〒243-0099 厚木市鮎町1-1 電話番号 090 (××××) 〇〇〇〇 | | | | | | | | | |
| | 氏名又は名称 | | 厚木 太郎 | | | | | | | | | |
| 換価の猶予を受けようとする金額 | 科目 | 賦年 | 相年 | 通知書番号 | 期(月) | 未納額(円) | 督促(円) | 延滞金(円) (法律による金額) | 合計金額(円) (法律による金額) | 納期限 | 法定納期限等 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | ※明細については、別紙未納明細書のとおり | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 合 計 (法律による金額) | | | | | | | | 円 | | | |
| 換価の猶予を受けようとする期間 | | | | | 令和5年5月8日 から 令和6年5月7日 まで | | | | | | | |
| 納付(納入)すべき徴収金 | | | | | ※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり | | | | | | | |
| 該 当 条 項 | | | | | 地方税法第15条の6第1項 | | | | | | | |
| 徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 | | | | | 令和4年11月20日に交通事故に遭い、その際の両足骨折等の負傷により令和5年1月31日までの間、治療のために〇〇大学病院に入院した。その間、仕事をすることができず、完全出来高払いのため収入が途絶えた。その間の入院治療費と、その間の住宅ローンの支払いは貯金を切り崩して支払いを行った。現在もリハビリ等のため通院中で、仕事に従事する日数が事故前に比べて大きく減少したため、収入も大きく減少し、生活費を捻出することも難しくなっている。 | | | | | | | |
| 納 付 計 画 | | | | | ※詳細は、別紙収支明細書のとおり | | | | | | | |
| 担 保 提 供 | | | | | <input checked="" type="checkbox"/> 有(その種類) <input type="checkbox"/> 無(その理由) | | | | | | | |
| <備 考> | | | | | | | | | | | | |

換価の猶予申請書（法人）

厚木市長 山口 貴裕 様

令和5年 3月 1日

地方税法第15条の6の規定により、次のとおり換価の猶予の申請をします。

| | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|---|----|-------|---|--------|-------|---------------------|----------------------|-----|--------|--|
| 申請者 | 住(居)所又は所在地 | 〒243-0999 厚木市もみじ町1-1 電話番号 090 (××××) 〇〇〇〇 | | | | | | | | | | |
| | 氏名又は名称 | 株式会社あゆコロ | | | | | | | | | | |
| | 法人番号 | 999999999999 厚木市花丸町1-1 (代表者の住所) 厚木 晴 (氏名) | | | | | | | | | | |
| 換価の猶予を受けようとする金額 | 科目 | 賦年 | 相年 | 通知書番号 | 期(月) | 未納額(円) | 督促(円) | 延滞金(円) (法律による金額) | 合計金額(円) (法律による金額) | 納期限 | 法定納期限等 | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | ※明細については、別紙未納明細書のとおり | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | |
| | 合 計 (法律による金額) | | | | | | | | 円 | | | |
| 換価の猶予を受けようとする期間 | | | | | 令和5年5月8日 から 令和6年5月7日 まで | | | | | | | |
| 納付(納入)すべき徴収金 | | | | | ※明細については、別紙納付(納入)すべき徴収金明細書のとおり | | | | | | | |
| 該 当 条 項 | | | | | 地方税法第15条の6第1項 | | | | | | | |
| 徴収金を一時に納付(納入)することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事情の詳細 | | | | | 主要取引先である〇〇電機工業の倉庫移転に伴って、〇〇電機工業からの請負の継続が困難となり、令和5年1月31日に契約を解消された。 売上げの5割程度が〇〇電機工業との契約によるものだったため、資金繰りが悪化した。現在は事業経費や運営費の見直しを行い、燃料費等の経費を捻出している状態である。 今月の売上金を市税の支払いに充てると、燃料費等の支払いができなくなり、事業の継続ができなくなる。 | | | | | | | |
| 納 付 計 画 | | | | | ※詳細は、別紙収支明細書のとおり | | | | | | | |
| 担 保 提 供 | | | | | <input checked="" type="checkbox"/> 有(その種類) <input type="checkbox"/> 無(その理由) | | | | | | | |
| <備 考> | | | | | | | | | | | | |

「換価の猶予申請書」の書き方

「財産目録」及び「収支明細書」を「換価の猶予申請書」に添付して提出する必要があります。

1 申請年月日

申請書を提出する日を記入してください。

2 申請者

郵便番号、住所（又は所在地）、電話番号（携帯番号も可）、氏名（又は名称）を記入してください。

申請者が法人である場合は、法人番号、その代表者の住所、氏名を併せて記入してください。

3 換価の猶予を受けようとする期間

この欄には「猶予期間の開始日」（※）から「納付計画の最終日」及びその期間を記入します。

※ 「猶予期間の開始日」とは、通常は申請書を提出する日です。ただし、納付すべき市税の法定納期限以前に申請する場合は、その市税の法定納期限の翌日とします。

4 一時に納付（納入）することにより事業の継続又は生活の維持が困難となる事業の詳細

市税を一時に納入することにより、事業の継続又は生活の維持が困難となる事情を具体的に記入します。

※ 「事業の継続を困難にするおそれがあるとき」とは、事業の不要不急の資産を処分する等事業経営の合理化を行った後においても、なお差押財産を換価するとその滞納者の事業の継続を困難にするおそれがあると認められる場合をいう。

※ 「生活の維持を困難にするおそれがあるとき」とは、必要な生計費程度の収入が期待できなくなる場合をいう。

5 納付（納入）計画

「収支明細書」の「7 分割納付年月日及び分割納付金額」欄の「納付年月日」及び「⑤分割納付金額」欄を転記します。

6 担保提供

猶予を受けるにあたり、担保を提供する必要がある場合には担保として提供するものについて記入します。

ただし、次の（１）～（３）のいずれかに該当する場合には担保を提供する必要はありません。

（１）猶予を受ける金額（未確定の延滞金を含みます）が100万円以下である場合

（２）猶予を受ける期間が3箇月以内である場合

（３）担保を提供できない特別の事情（地方税法により担保として提供できることとされている種類の財産（※）がないなど）がある場合

※ 担保として提供できる財産の種類

- (1) 国債及び地方債
- (2) 社債（特別の法律により設立された法人が発行する債券を含む。）その他の有価証券で市長が確実と認めるもの
- (3) 土地
- (4) 保険に付した建物等
 - 「建物等」とは、次に掲げるものをいいます。
 - (ア) 建物
 - (イ) 立木
 - (ウ) 登記される船舶
 - (エ) 登録を受けた航空機
 - (オ) 登録を受けた自動車
 - (カ) 登記を受けた建設機械
- (5) 鉄道財団等の財団
- (6) 市長が確実と認める保証人の保証